

消警救第 000963 号

令和 8 年 6 月 1 9 日

市内老人福祉施設

施 設 長 様

消防局警防部

救 急 課 長

令和 8 年度第 1 回・第 2 回市内老人福祉施設職員を対象とした
応急手当普及員講習の開催について（ご案内）

平素から応急手当普及啓発の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

標記の件について、下記のとおり講習を開催いたしますので、ご多忙中大変恐縮ではございますが、貴所属職員の参加に特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 日 時

(1) 第 1 回

令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金）・2 5 日（日）両日 8 時 3 0 分から 1 6 時 3 0 分まで

(2) 第 2 回

令和 9 年 1 月 2 2 日（金）・2 4 日（日）両日 8 時 3 0 分から 1 6 時 3 0 分まで

※資格取得には、事前学習及び 2 日間の受講が必要となります。

2 場 所

さいたま市防災センター 3 階 応急手当学習室

（さいたま市大宮区天沼町 1 丁目 8 9 3 番地）

3 定 員

3 0 名

申込人数が定員を超える場合は、厳選して受講者を決定させていただきます。

4 対 象 者

市内の老人福祉施設に勤務する職員で、応急手当普及員の資格取得を目指す方。

また、職場で応急手当講習の開催を目指す方。

5 申込方法

(1) 第1回

令和8年7月21日（火）から令和8年9月16日（水）までの期間に、電子申請「オンライン市役所さいたま（オンたま）」でお申込みください。

令和8年9月25日（金）を目途に、電子申請「オンライン市役所さいたま（オンたま）」で選考結果通知を送付させていただきます。

(2) 第2回

令和8年10月5日（月）から令和8年12月14日（月）までの期間に、電子申請「オンライン市役所さいたま（オンたま）」でお申込みください。

令和8年12月21日（月）を目途に、電子申請「オンライン市役所さいたま（オンたま）」で選考結果通知を送付させていただきます。

※電子申請「オンライン市役所さいたま（オンたま）」の使用方法は【別紙1】をご参照ください。

6 事前学習

受講決定者は【別紙2】参照の上、事前学習及びミニテストを行ってください。

7 講習内容

応急手当普及員講習カリキュラム参照【別紙3】

8 持ち物

- (1) 筆記用具（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム含む）
- (2) 昼食
- (3) 下足入れ（ビニール袋等）
- (4) 事前学習資料（ミニテスト含む）

9 服装

- (1) 動きやすい服装（スカート不可）
- (2) 爪が長いと十分な講習が行えませんので、短く切った状態で受講してください。

10 駐車場

さいたま市防災センター東側駐車場がご利用いただけますが、数に限りがございます。満車等の場合は近隣有料駐車場等をご利用ください。

※可能な限り公共交通機関等での来庁にご協力をお願いします。

11 そ の 他

- (1) 事前学習で実施していただいたミニテストは、講習 1 日目に回収させていただきます。
- (2) 持ち物にマスクは記載しておりません。マスクの着用に関しては、個人の判断に委ねられます。
- (3) 発熱、咳等の症状がある場合は、受講を見合わせていただきます。
- (4) 災害等やむを得ない理由により、講習を中止とさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 本講習は、放課後児童クラブ職員との合同講習となります。
- (6) 令和 9 年度以降は、諸般の事情により消防職員を派遣しての応急手当講習は承ることができなくなる可能性があります。

担当	さいたま市消防局警防部救急課
普及係	永島・島村・藤咲・山城
直 通	0 4 8 - 8 3 3 - 7 9 2 1
F A X	0 4 8 - 8 3 3 - 7 2 0 1
E-mail	shobo-kyukyu@city.saitama.lg.jp

電子申請「オンライン市役所さいたま（オンたま）」による申込方法

応急手当普及員講習を受講するにあたっては、電子申請「オンライン市役所さいたま（オンたま）」からのお申込みが必要となりますので、以下の説明に従ってお申込みをお願いします。

定員を超えるお申込みがあった場合は、厳選して受講者を決定させていただきます。

1 電子申請「オンライン市役所さいたま（オンたま）」利用者登録

※まずは、（１）または（２）のどちらかの方法で利用者登録をしてください。

すでに利用者登録がお済の方は、２へお進みください。

（１）LINEアプリで、「さいたま市公式アカウント」を友だち追加します。

① スマートフォン等で以下の二次元コードを読み取って、さいたま市公式アカウントのトーク画面を開きます。

② 画面最下部の「基本メニュー」または「くらしサポート」をタップし、「くらしサポート」内の「電子申請」をタップします。

③ 認証画面で「許可する」をタップし、電子申請「オンライン市役所さいたま（オンたま）」に移動します。

④ 一度画面を閉じて、『２－（１）』へお進みください。

①

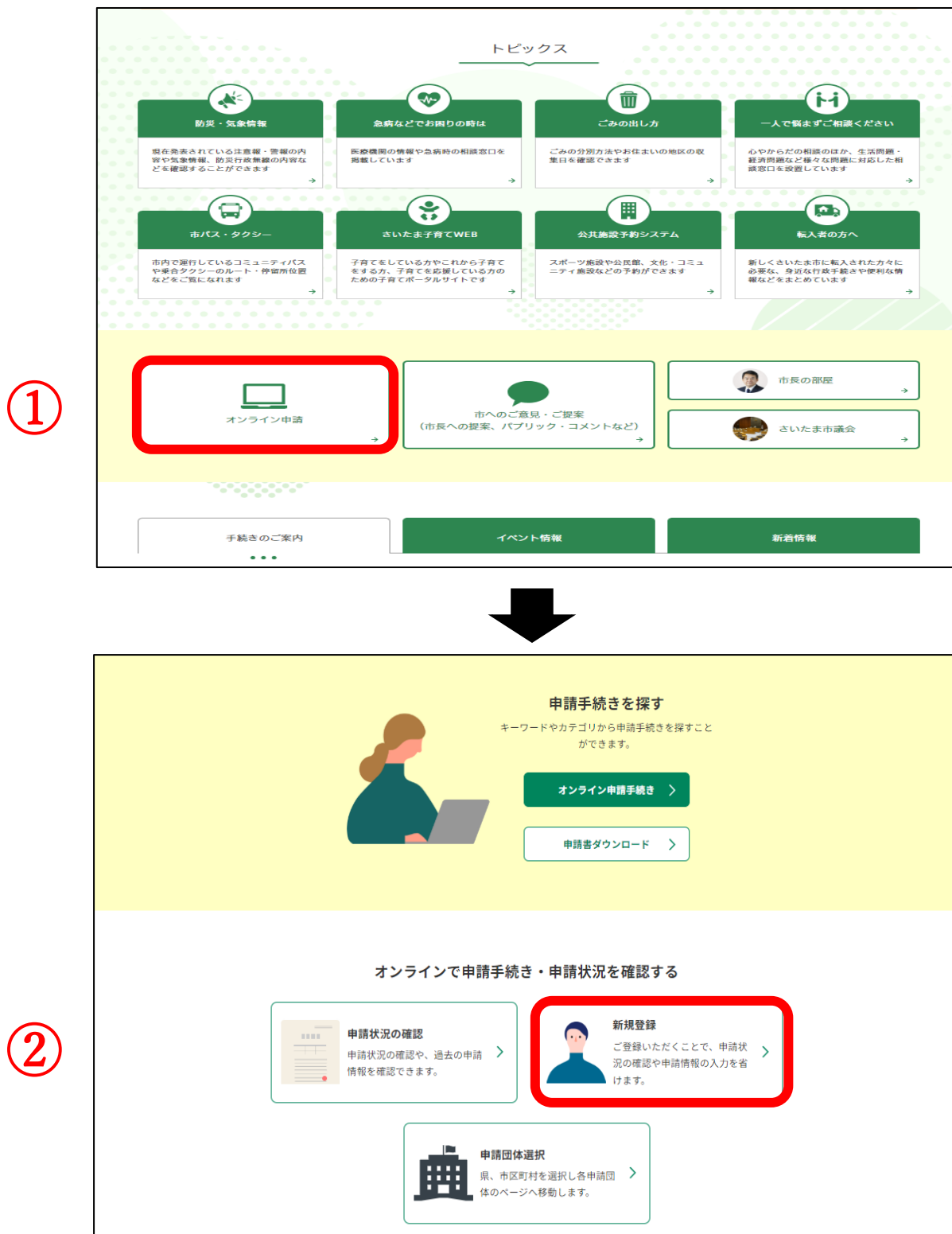


②



(2) パソコンまたはスマートフォン等から [さいたま市ホームページ](#) にアクセスし、以下の①～④の手順に従って操作してください。

※以下の図はパソコンを使用した場合の例となります。



利用者管理

[ホーム](#) > [利用者登録説明](#)

利用者登録説明

下記の内容を必ずお読みください。

利用者情報を登録した場合、以後の手続きに際し、利用者としてログインできます。
また登録した情報は、それぞれの手続きにおいて利用できるため、入力が簡素化されます。
繰り返し本サービスをご利用される場合は、利用者情報の登録をお勧めします。

利用者が一定期間（730日）ログインしていない場合、登録情報すべてを削除いたします。

<利用規約>

埼玉県市町村DX推進ネットワーク電子申請専門部会電子申請・届出サービス利用規約

1 目的

この規約は、埼玉県市町村電子申請共同システム（電子申請・届出サービス）（以下「本システム」といいます。）を利用して埼玉県、埼玉県内の市町村及び一部事務組合（以下「構成団体」といいます。）に対し、インターネットを通じて申請・届出等の手続きを行うために必要な事項を定めるものです。

2 利用規約の同意

本システムを利用して申請・届出等を行うためには、この規約に同意する必要があります。このことを前提に、構成団体は本システムのサービスを提供します。本システムを利用した方は、この規約に同意したものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができ

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意したものとみなされます。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

同意する >

③



利用者ID入力（利用者登録）

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。
登録いただいたメールはそのまま利用者IDとなります。
入力が完了いたしましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。
URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。
また、迷惑メール対策を行っている場合には、「city-saitama@apply.e-tumo.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが返信されて来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定をされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

利用者ID入力

利用者区分 **必須**

- ☒ 個人
☐ 法人
☐ 代理人

利用者ID（メールアドレス） **必須**

利用者ID（確認用） **必須**

登録する >

利用者区分は
「個人」か「法人」
を選択してください

④

※「登録する」をクリックすると、利用者IDとして設定したアドレスにメールが届きますので、URLにアクセスし残りの情報を入力して登録を完了させてください。

設定した利用者IDとパスワードは各自で管理してください。今後、電子申請にログインする際に必要となります。

登録が完了したら『**2－（１）または（２）**』にお進みください。

2 電子申請「オンライン市役所さいたま（オンたま）」による申込方法

※（１）または（２）のどちらかの方法で申込みをしてください。

（１）二次元コードから申込む方法

- ① スマートフォン等で以下の二次元コードを読み取ることで該当ページに直接移動ができます。

※利用者登録後にご使用ください。また、他の二次元コードを読み取ってしまう可能性があるため、必ず受講日等をご確認の上お申込みください。

- ② 必要事項を入力して申込みます。

第 1 回：令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金）・2 5 日（日）

申込期間：令和 8 年 7 月 2 1 日（火）～9 月 1 6 日（水）



第 2 回：令和 9 年 1 月 2 2 日（金）・2 4 日（日）

申込期間：令和 8 年 1 0 月 5 日（月）～1 2 月 1 4 日（月）



(2) 電子申請「オンライン市役所さいたま（オンたま）」のトップページから申込む方法

① [電子申請「オンライン市役所さいたま（オンたま）」](#)のトップページ右上からログインをして、「オンライン申請手続き」をクリックします。

※ログインには『1－(2)』で設定した利用者IDとパスワードが必要です。

② 「キーワードで探す」に「応急手当普及員講習」と入力しキーワード検索をします。

③ 応急手当普及員講習の案内が表示されますので、ご希望のお日にちの講習を選択します。

※今回お申込みいただける講習は、『令和8年度 第1回 市内放課後児童クラブ・老人福祉施設職員を対象とした応急手当普及員講習』及び『令和8年度 第2回 市内放課後児童クラブ・老人福祉施設職員を対象とした応急手当普及員講習』です。

④ 必要事項を入力して申込みます。

2025年07月04日 10時39分 現在

キーワードで探す

キーワードを入力

☐ 類義語検索を行う

手続き種別を選択

☒ すべての手続き

☐ 個人向けの手続き

☐ 法人向けの手続き

キーワード検索

分類で探す

暮らし +

税金 +

手続き一覧

受付開始日時 降順

20件ずつ表示

受付開始: 2020年10月01日 08時30分 受付終了: 随時	受付開始: 2022年04月13日 17時00分 受付終了: 随時
受付開始: 2021年04月01日 08時30分 受付終了: 随時	受付開始: 2021年04月01日 08時30分 受付終了: 随時
受付開始: 2023年08月01日 00時00分 受付終了: 随時	受付開始: 2023年05月01日 08時00分 受付終了: 随時

ご不明な点等ございましたら、[救急課普及係（048-833-7921）](#)までご連絡ください。

さいたま市消防局 応急手当普及員講習 事前学習資料

ダウンロード方法【スマートフォン版】

別紙 2

- ① 電子申請「オンライン市役所さいたま（オンたま）」のトップ画面右上の「メニュー」を開き、「ログイン」をタップします。

※LINEアプリで申し込んだ方は、さいたま市公式LINEアカウントのトーク画面を開き、画面最下部の「くらしサポート」から「電子申請」をクリックしてログインします。LINEアプリの方は③へ進んでください。



- ② ご自身で設定した利用者ID及びパスワードを入力しログインします。

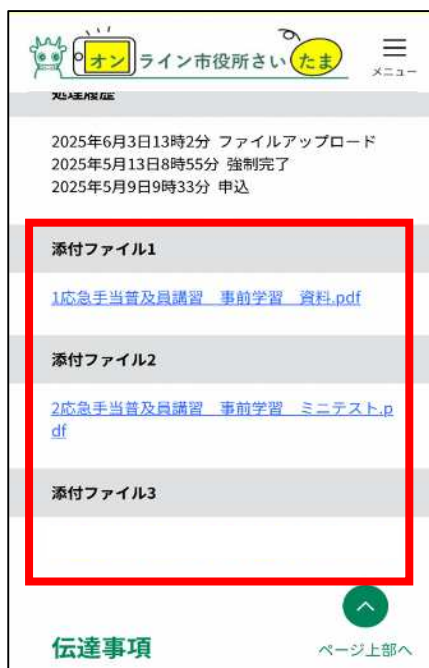
- ③ 画面右上の「メニュー」を開き、「申請状況確認」をタップします。



- ④ 画面を下にスクロールしていき、ご自身で申し込みをして受講可能となった講習の「詳細」をクリックします。(ここでは例として「令和7年度 第1回 応急手当普及員再講習（市立学校教職員以外）」を開きます)



- ⑤ 「添付ファイル」があります。全ての資料をダウンロードまたは印刷し、事前学習を実施してください。ミニテストは講習当日に回収しますので、印刷をして解答したものを持参してください。



オンライン市役所さいたま

2025年6月3日13時2分 ファイルアップロード
2025年5月13日8時55分 強制完了
2025年5月9日9時33分 申込

添付ファイル1

[1応急手当普及員講習 事前学習 資料.pdf](#)

添付ファイル2

[2応急手当普及員講習 事前学習 ミニテスト.pdf](#)

添付ファイル3

伝達事項

ページ上部へ

ご不明な点等ございましたら、救急課普及係（048-833-7921）までご連絡ください。

さいたま市消防局 応急手当普及員講習 事前学習資料

ダウンロード方法【パソコン版】

別紙 2

- ① 電子申請「オンライン市役所さいたま（オンたま）」のトップ画面右上からログインします。

※LINEアプリで申し込んだ方は、さいたま市公式LINEアカウントのトーク画面を開き、画面最下部の「くらしサポート」から「電子申請」をクリックしてログインします。



※ログインには、ご自身で設定した利用者IDとパスワードが必要です。

- ② 画面上部にある「申請状況確認」をクリックします。



- ③ ご自身で申し込みをして受講可能となった講習の「詳細」をクリックします。
(ここでは例として「令和7年度 第1回 応急手当普及員再講習(市立学校教職員以外)」を開きます)



- ④ 「添付ファイル」があります。全ての資料をダウンロードまたは印刷し、事前学習を実施してください。ミニテストは講習当日に回収しますので、印刷をして解答したものを持参してください。



オン

ライン市役所さいたま

手続き検索 | 申請状況確認 | 委任内容照会 | ヘルプ | よくある質問 | マイページ | ログアウト

申込内容照会

ホーム > 申込一覧 > 申込詳細

アクセシビリティ対応ページへ切り替える

申込詳細

※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

手続き名	令和7年度 第1回 応急手当普及員再講習（市立学校教職員以外）
整理番号	
処理状況	強制完了
処理履歴	2025年6月3日13時2分 ファイルアップロード 2025年5月13日8時55分 強制完了 2025年5月9日9時33分 申込
添付ファイル1	1応急手当普及員講習 事前学習 資料.pdf
添付ファイル2	2応急手当普及員講習 事前学習 ミニテスト.pdf
添付ファイル3	

伝達事項

日時	内容
伝達事項はありません。	

ご不明な点等ございましたら、救急課普及係（048-833-7921）までご連絡ください。

応急手当普及員講習カリキュラム

別紙 3

項 目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）【事前学習】	1 2 0	5 4 0
	救命に必要な応急手当の基礎実技【事前学習】	2 4 0	
	ファーストエイドの基礎実技【事前学習】	1 8 0	
指導要領	基礎医学・資器材の取扱い要領・指導技法	3 0 0	7 8 0
	救命に必要な応急手当の指導要領 心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む	3 6 0	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	1 2 0	
	効果測定・指導内容に関する質疑への応答		
合 計 時 間		1, 4 4 0	
備 考	1 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。 2 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、AED取扱い、気道異物除去を意味する。 4 「ファーストエイド」とは、止血法、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する 5 現に教職員にある者については、講習の質を確保するものであれば、講習時間を短縮し実施することも可能とする ※ 国からの了承を得て、令和4年度から基礎的な知識技能（540分）を事前学習とした。		

応急手当普及員とは

主として自身が所属する市内の事業所や防災組織等において、その事業所等の従業員や構成員に対して応急手当の指導を行う指導者です。

応急手当普及員講習を受講し試験に合格すると、応急手当普及員として認定され、認定後には自身が所属する事業所等で講習を開催でき、その受講者に対し消防局長が交付した修了証等を配布することができます。